

## 感染症に伴う治癒証明書等の提出について

保育園では、感染症の流行や感染から子どもを守るため、病気の種類により、医師の治癒証明や登園可能か医師に確認が必要なものがあります。

下表にある病気等にかかった場合は速やかに保育園に連絡し、登園するには書類の提出をお願いします。表中にない感染症については、職員にご確認ください。

第二種感染症	病名	登園の目安	病名	登園の目安
	インフルエンザ	解熱した後、3日を経過するまで	風しん	発しんが消失してから
	百日咳	特有の咳が消失し、全身状態が良好であること	水痘 (みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
	麻疹 (はしか)	解熱後3日を経過してから	咽頭結膜熱 (プール熱)	主な症状が消え、2日経過してから
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹が消失してから	結核	感染のおそれがなくなってから
第三種感染症	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから	腸管出血性大腸菌感染症	抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの
<p style="color: red; font-weight: bold;">下記の「治癒証明書」が必要です。医師に証明をいただってください。</p> <p>※厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より参照</p>				

第三種感染症	急性出血性結膜炎・感染性胃腸炎・乳幼児嘔吐下痢症・溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎 突発性発疹・手足口病・ヘルパンギーナ・とびひ・水いぼ・りんご病・ヘルペス性歯肉口内炎 頭シラミ・コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス・その他の感染症
医師に診断を受け登園可能なことを確認してください。登園した際、保護者の方に記入していただく用紙があります。 <p style="text-align: center; font-weight: bold;">※用紙は登園している保育園にご確認ください。</p>	

治 癒 証 明 書			
園児名		生年月日	年 月 日生
病名			
上記疾患が治癒し、平成 年 月 日より登園して差し支えないことを証明します。			
医療機関等 住所			平成 年 月 日
名称			
医師名			Ⓜ